

業務委託基準

2018年9月25日

MF第2018000005号

(目的)

第1条 この基準は、一般財団法人みらい財団（以下「財団」という。）が業務の一部を財団以外の者に委託するにあたって必要な基準を確立し、公正かつ円滑な業務委託を実施することを目的とする。

(業務委託の要件)

第2条 財団は、業務の一部を財団以外の者に委託する場合には、業務の自主性を堅持するとともに財団の事業の目的の達成に支障を来すことのないようにするものとする。

2 財団が財団以外の者に委託する業務（以下「委託業務」という。）は、委託することで自ら実施するよりも経済性等において有利であり、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待されるものでなければならない。

(受託者の選定)

第3条 財団は、別に定める契約規程に定めるとおり、業務の専門性、特殊性等から他に委託先がない場合等やむを得ない場合を除き、競争契約を原則として、当該委託業務を遂行するのに十分な能力を有する者の中から、当該委託業務の内容、実施方法及び実施期間、経済性等を考慮し、業務の遂行上最も適当と認められる者を、受託者として選定する。

2 受託者の選定についての具体的な方法は別に定める。

(契約金額)

第4条 契約金額は、当該委託業務の実施に要すると認められる金額とする。

2 前項の契約金額は、当該委託業務の内容に照らし社会的に公正かつ妥当なものでなければならない。

3 契約金額の算定方法についての具体的な方法は別に定める。

(再委託)

第5条 財団は、委託契約書において認めた場合に限り、受託者に当該委託業務の一部を他の第三者に再委託させることができるものとする。

(委託業務の管理)

第6条 委託者は、当該委託業務の内容及び成果等について発表又は公開しようとする場合は、財団の承認を受けるものとする。

(財産の所有権等の取扱い)

第7条 受託者が業務の委託の契約に基づいて製作又は取得した財産の所有権その他の権利は、一般に妥当と認められる取引慣行に基づき受託者に帰属するもの及び財団が受託者又は第三者に帰属すると特に指定するものを除き、財団に帰属するものとする。

(秘密の保持)

第8条 財団及び受託者は、委託業務の履行に際して知り得た秘密を、相手方の事前の書面による同意なく、他に漏らしてはならない。

(賠償責任)

第9条 受託者は、委託業務の実施に当たり、故意又は過失により財団又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(改廃)

第10条 この基準の改廃は、理事会の決議を得て行う。

附則

この基準は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第20条に基づく指定を受けることを停止条件として、当該指定を受けた日に施行する。